

医療費控除を正しく申告しましょう

自分や家族が病気やケガなどで治療を受け、一定額以上（下記参照）の医療費を支払った場合は、確定申告により「医療費控除」を受けることができます。医療費の合計を計算し、あらかじめ明細書を作成のうえ必ず領収書を同封してください。

総所得金額等が200万円以上の人

その年に支払った医療費 - 保険金等の補てん金額 - 10万円

総所得金額等が200万円未満の人

その年に支払った医療費 - 保険金等の補てん金額 - 総所得金額等×5%

※控除額は最高200万円まで

※補てん金 ⇒ 生命保険の入院給付金・健康保険の高額療養費（家族療養費）
出産育児一時金（平成23年1月現在：国民健康保険加入者は42万円上限）
妊産婦医療費助成・こども医療費助成等の公的扶助

※給与所得者の場合、総所得金額等がおよそ200万円以上になるのは、年間の給与収入が311万6千円以上のときです。

医療費控除の該当・非該当

- 自己と生計を一にする親族も対象になります
- 未支払い分は計上できません（医療費の支払いが年をまたいだ場合も含む）
- 健康保険組合の「医療費のお知らせ」は領収書代わりになりません
- 所得金額が20万円以下であっても医療費控除を受けるためには還付申告が必要です
- 歯列矯正 ⇒ 不正咬合の治療（○）／美化美容のため（×）
- 人間ドック ⇒ （×） ただし疾病発見により継続治療につながる場合（○）
- 補聴器や老眼鏡 ⇒ （×）
- 按摩・マッサージ・指圧 ⇒ 医師の指示による治療のため（○）／健康維持・増進（×）
- 処方箋なしの医薬品購入費 ⇒ 風邪薬（○）／健康増進や予防薬、いわゆる漢方薬やサプリメント（×）
- インフルエンザ予防接種 ⇒ （×）

入院に伴う費用等

- 療養上の世話や付き添いの費用（○）／親族が行う場合（×）
- 家事・子どもの世話（×）
- 医師への謝礼（×）
- 差額ベッド代 ⇒ 病院の都合や病状による場合（○）
- 寝具・洗面代 ⇒ （×）
- テレビ・電話使用料 ⇒ （×）
- 通院のためのタクシー代 ⇒ （×） 自家用車のガソリン代・病院の駐車料金（×）
ただし出産のための利用は（○）

介護に伴う費用等

- 介護保険制度下で提供された施設サービス費・居宅サービス費（○）
 - 紙おむつ代 ⇒ 医師のおむつ使用証明（初年度）、おむつ使用証明書（2年日以降）添付なら（○）
 - 指定介護老人福祉施設（指定地域密着性介護老人福祉施設） ⇒ 自己負担額・食費の1/2
 - 介護老人保健施設 ⇒ 自己負担額・食費の実額
 - 介護療養型医療施設 ⇒ 自己負担額・食費の実額
- ※ これらは、施設が発行する領収書に「医療費控除該当分」と明示されています

「医療費の明細書」は税務署で入手できます（国税庁のホームページ上からもダウンロードできます）。封書状になっていますので、中に医療費の領収書を入れて提出してください。